

## 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合について

## ～ 社会福祉施設等用・チェックリスト ～

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」  
令和2年3月6日付け厚生労働省事務連絡に基づき作成

社会福祉施設等において提供している各種サービスは、利用者のみなさまの生活環境を継続する上で欠かせないものであり、必要な各種サービスが「継続的」に提供されることが、なによりも重要です。

「新型コロナウイルス感染が疑われる者」が発生した場合の対応について、令和2年3月6日付け事務連絡により、国から示されたところです。

徳島県においては、この通知等に基づき、発生<sup>の</sup>事前予防と発生時<sup>に</sup>における対応<sup>について</sup>、「チェックリスト」を作成しましたので、各施設等の状況に応じて、自己点検を行うとともに、職員間の情報共有などにご活用ください。

## 1 健康状態の把握（利用者、施設職員等）

事前  
予防

## ●利用者関係

- 利用者の毎日の健康観察を実施しているか。
- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている利用者はいないか。
- 上記の状態が2日以上続いている高齢者や糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の「基礎疾患」がある利用者はいないか。
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)の症状を訴える利用者はいないか。
- 利用者に「咳症状」がある場合は、マスクの着用を促しているか。

## ●施設職員等関係

- 職員やその家族の健康状態を確認しているか。
- 職員に風邪症状が見られた場合、自己申告を必ず行うよう指示しているか。
- 職員の体温を毎日、計測し記録しているか。
- 納品等の出入り業者の体温を計測し、発熱が認められる場合は、立ち入りを断っているか。また、マスクの着用等を指示しているか。

## 2 対応ルールの事前確認

職員が感染した場合、施設の継続的な運営が危ぶまれます。  
職員の感染を避けるよう事前予防を徹底してください。

- 施設内で発生した場合の報告手順は定めているか。
- 「帰国者・接触者相談センター」の連絡先を確認しているか。
- 施設内の感染症対策責任者を定めており、全職員が共有しているか。
- 職員に対して、人込みやライブハウス等の密閉空間を避けるよう指示しているか。
- 職員が感染した場合、保健所が行動状況や濃厚接触者等の聞き取りを行うことを事前に職員に説明しているか。

## 3 発生時における情報共有・報告等の実施

- 「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指示を受けたか。
- 施設長、理事長等への報告を行い、施設内で情報共有を図ったか。

疑い患者発生時における「対応記録」を作成し、  
以下の項目ごとに記録してください。

- ・患者発生日時
- ・受診医療機関名
- ・医療機関への移動手段、開始時間
- ・患者の居室名、同室者の有無
- ・嘔吐や失禁の有無、場所、処理方法等
- ・接触した職員・利用者等の氏名
- ・患者の症状、これまでの健康記録
- ・患者及び同室者等のマスクの使用状況
- ・訪問者の有無及びその関係

※以上の項目等について、感染症法に基づき保健所が確認する場合があります。

- 家族への連絡  
発生状況を説明し、「帰国者・接触者相談センター」の指示に従っている旨の説明と今後の「二次感染予防」や保健所の調査等についての協力を依頼したか。
- 嘱託医、協力医療機関への連絡  
発生状況を説明し、「帰国者・接触者相談センター」の指示に従っている旨の説明と今後の「二次感染予防」についての協力を依頼したか。
- 県や市町村の社会福祉施設所管課への連絡  
県や市町村の施設所管課に連絡し、発生状況を説明し、「帰国者・接触者相談センター」の指示に従っている旨の説明と今後の指示を受けたか。

## 【徳島県各施設所管課連絡先】

施設等種別		担当課	電話番号
高齢者関係	入所系	長寿いきがい課 施設サービス指導担当	088-621-2182
	通所・訪問系	長寿いきがい課 在宅サービス指導担当	088-621-2192
障がい児・者関係 (身体・知的)	入所・通所系	障がい福祉課 施設サービス指導担当	088-621-2235
	訪問系	障がい福祉課 在宅サービス指導担当	088-621-2242
障がい者関係 (精神)		健康づくり課 こころの健康担当	088-621-2221
救護施設		国保・自立支援課 保護・自立支援担当	088-621-2166
児童養護施設		次世代育成・青少年課 子ども未来応援室	088-621-2180

※市町村の認可・指定を受けている施設等は、市町村の担当課に連絡してください。

## 4 消毒・清掃等の実施

消毒剤の噴霧は、ウイルスの舞い上がりの可能性があるので避けてください！

- 当該利用者の居室等の消毒・清掃を開始する前に「換気」を実施しているか。
- 消毒・清掃作業を実施する前に、マスク、使い捨て手袋・エプロンを着用しているか。
- ドアノブ、扉、手すり、テーブル、便座など、利用者が触れた可能性がある箇所すべてを「消毒用エタノール」で清拭しているか。  
あるいは「次亜塩素酸ナトリウム液」で清拭後、湿式清掃し、乾燥させているか。

利用者が頻繁に触れる箇所を想定し消毒・清掃を！！

## 5 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

- 新型コロナウイルス感染が疑われる者と「同室」又は「長時間の接触」があった者を確認しているか。
- 適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護もしくは介護をしていた者を確認しているか。
- 新型コロナウイルス感染が疑われる者の「気道分泌液」若しくは「体液」、「排泄物」等の「汚染物質」に直接触れた可能性が高い者を確認しているか。

## 6 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

※「通所」施設等の場合、当該利用者は自宅待機を行ってください。

- 当該利用者については、原則として「個室」に移動させているか。
- 当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行っているか。
- 当該利用者へのケアについては、「部屋の換気」を1、2時間ごとに5～10分間行っているか。また、共有スペース等の部屋についても定期的に換気しているか。
- 職員は「使い捨て手袋・エプロン」と「マスク」を着用してケアをしているか。
- 当該利用者が使用したマスクや吐物・体液等を処理したティッシュ、介護や看護の際に使用したマスクや手袋等の「廃棄物」は、「感染性廃棄物」として、廃棄物処理法に基づき許可業者に処理を委託しているか。
- ケアの「開始時」と「終了時」に、「液体石けんと流水」による手洗い又は「消毒用エタノール」による手指消毒を実施しているか。
- 手指消毒の前に顔(目・鼻・口)を触らないように職員に指示をしているか。
- 体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用としているか。その他の利用者にも使用する場合は、「消毒用エタノール」で清拭しているか。
- 当該利用者以外の利用者についても、「手洗い等」の感染防止のための取組みを促しているか。
- 施設長等の指示により、「来訪者」に対して利用者との接触の制限等を実施しているか。

### 新型コロナウイルスに関する情報

新型コロナウイルスに関する情報を日々更新しております。  
徳島県のホームページ(右のQRコード)でその情報をご覧ください。

